

## パラスポーツ競技活動支援事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 SAGAアスリート育成強化推進本部長(以下「本部長」という。)は、障がいのある方のスポーツ活動をさらに推進するため、県内で活動するスポーツ団体(以下「補助事業者」という。)が、各種大会に本県選手として出場資格がある選手の育成・強化に係る事業(以下「補助事業」という。)を実施する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付することとし、その補助事業の実施については、この要綱に定めるところによる。それ以外のことについては、佐賀県補助金等交付規則(昭和53年佐賀県規則第13号。)を準用する。

### (交付の対象経費及び補助金額)

第2条 補助金の交付の対象経費及び補助率等は、別表に定めるところとする。

2 補助金の限度額については、毎年度、予算の範囲内において、別に定めるものとする。

### (補助金の交付申請)

第3条 補助金交付申請書は、様式第1号のとおりとする。

2 前項の補助金交付申請書の提出期限は、毎年度5月31日までとし、その提出部数は1部とする。

ただし、6月1日以降に申請した補助事業者においては、交付決定日から3月31日までの期間を補助事業実施期間として申請を認めるものとする。

3 補助金の交付の申請が到達してから当該申請に係る補助金の交付の決定をするまでに通常要する標準的な期間は、14日とする。

### (補助金交付の条件)

第4条 補助金の交付に付する条件は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) この要綱の規定に従うこと。

(2) 補助事業に要する経費の配分又は補助事業の内容を変更する場合には、本部長の承認を受けること。ただし、次に規定する変更については、この限りでない。

ア 補助金の額の増減を伴わない変更

イ 補助事業の目的及び計画の実施に影響を及ぼさない補助事業の内容の変更

(3) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、本部長の承認を受けること。

(4) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに本部長に報告してその指示を受けること。

(5) 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業完了後5年間保管すること。

(6) 補助事業者が補助事業を行うために締結する契約については、佐賀県ローカル発注促進要領(平成27年10月2日付)のとおり県内企業と契約するように努めること。

2 前項第2号の規定により、本部長に変更の承認を受けようとする場合の変更承認申請書は、様式第2号のとおりとする。

### (状況報告及び調査)

第5条 本部長は、必要に応じて補助事業者等から補助事業等の遂行の状況について報告を求め、又は調査することができる。

### (実績報告)

第6条 実績報告書は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の実績報告書の提出期限は、事業完了後1か月以内又は交付決定のあった年度の3月末日のいずれか早い日までとし、その提出部数は1部とする。ただし、補助金が全額概算で支払われた場合は、翌年度4月30日までとする。

3 実績報告において、決算額のうち補助対象経費の合計額が、交付済額に達しない場合は、期限を定めてその差額の返納を命じるものとする。

### (補助金の交付)

第7条 この補助金は、概算払で交付することができるものとする。

2 補助金交付請求書は、様式第4号のとおりとする。

### (交付決定の取り消し等)

第8条 本部長は、補助事業者が補助金を他の用途に使用し又は補助金の交付の内容、条件、その他法令等若しくは指示に違反したときは、額の確定の有無にかかわらず補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 本部長は、補助事業者の構成員等が次の各号に該当することが判明したときは、前項の規定を準用する。

(1) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

(2) 暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)

(3) 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

(4) 自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者

(5) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者

(6) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者

(7) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを利用している者

3 前2項の規定により、補助金の交付の決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、返還させることができる。

### (財産の管理及び処分)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した後も、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産(以下「取得財産等」という。)を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金交付の目的にしたがって、その効率的運用を図らなければならない。

2 取得財産等の処分を制限する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)別表第一、別表第二及び別表第五の規定によるものとする。

3 補助事業者は、前項に定める期間を経過する以前に取得財産等を処分しようとするときは、本部長の承認を受けなければならない。ただし、当該取得財産等の取得価格又は効用の増加価格が10万円未満のものはこの限りでない。

4 本部長は、前項の承認をした補助事業者に対し、当該承認に係る取得財産等を処分したことにより収入があったときは、その全部又は一部に相当する金額をSAGAアスリート育成強化推進本部に納付させることができるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年度分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成30年7月18日から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年度分(2019年度分)の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年度分(2020年度分)の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年度分(2021年度分)の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和4年度分（2022年度分）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分（2023年度分）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和5年度分（2023年度分）6月以降申請分の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年度分（2024年度分）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分（2025年度分）の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和7年度分（2025年度分）12月以降申請・実施報告分の補助金から適用する。

別表（第2条関係）

対象経費	県内に活動拠点を置く団体等（競技力向上に有意義な大会（※1）に本県選手として出場資格がある選手が3名以上在籍すること）が実施する、選手の育成及び強化に係る事業に要する経費。ただし、SSPトップアスリート、SSPライジングアスリート、SSP競技伴走型育成交付金等で県の補助金を交付されている選手個人に係る経費を除く。
対象科目	補助要件
ア 旅費	大会や練習試合及び練習時の旅費実費相当額とする
イ 報償費	〔指導手当〕 下記を目安に、社会通念上適当な額とする。ただし、公立学校職員については、「指導者Ⅱ」に示す額を上限とする。 ・指導者Ⅰ 1,000円 以内/時間（上限額 5,000円/日） 〔指導者Ⅰ〕 公立学校教職員を除く指導者。 ・指導者Ⅱ 3,600円 以内/4時間以上 2,700円 以内/2時間以上4時間未満 1,800円 以内/2時間未満 〔指導者Ⅱ〕 公立学校教職員。 ※ 教職員の場合、特殊業務手当との重複受給は不可とする。 〔手土産等〕
ウ 使用料及び賃借料	〔使用料〕 ・施設使用料、駐車場料金、高速道路料金等 ※ 附属設備（冷暖房等）使用料を含む。 〔賃借料〕 ・車両借上げ料等 ※ 運転手付き貸切バスは「ア 旅費」に計上すること。
エ 負担金	〔負担金〕 ・大会参加料等
オ 需用費	〔消耗品費〕 ・ラインテープ、ボール等 100,000円 未満/単価（税込） ※個人所有となる消耗品は除く。 〔食糧費〕 ・弁当代等 〔燃料費等〕
カ 役務費	〔通信運搬費〕 ・切手代、振込手数料、競技用具運搬等 〔保険料〕 ・傷害保険、損害賠償責任保険等
キ 備品購入費	〔備品購入費〕 ・競技用具等 100,000円 以上/単価（税込） ※個人所有となる備品は除く。 備品を購入する場合は、別途定める備品台帳を作成し、適切に管理すること。
ク 修繕費	〔修繕費〕 ・競技活動により損傷した競技用具の修繕費用等
ケ その他	本部長が必要と認めるもの。
補助率等	10/10以内（ただし、予算の範囲内において交付する。）
補助事業実施期間	5月31日までの申請分においては、4月1日から3月31日までとする。 ただし、6月1日以降に申請した補助事業者の申請分においては、交付決定日から3月31日までとする。

（※1）競技力向上に有意義な大会は以下のとおり。

- パラリンピック・デフリンピック競技大会（予選会を含む）
- 全国障害者スポーツ大会正式競技
- ジャパンパラ競技大会
- 日本パラ水泳選手権大会

- 日本 I D 陸上選手権大会
- 日本ボッチャ選手権大会
- 天皇杯日本車いすバスケットボール選手権大会
- 文部科学大臣杯争奪日本車椅子ツインバスケットボール選手権大会
- 大分国際車いすマラソン大会（IPC 公認大会）
- 天皇杯全国車いす駅伝大会
- 国際盲人マラソンかすみがうら大会（IPC 公認）
- 全国ろうあ者体育大会

※上記以外の大会については、その都度、協議を行う。